

東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領

22福保障自第1618号
平成23年3月16日

改正 6福祉障地第2号
令和6年4月1日

（目 的）

第1条

この要領は、区市町村が支出する障害者（児）短期入所事業等に要する経費に対し、東京都がその一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条

この補助金は、次の事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、区市町村が支給する指定障害福祉サービス等（法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に限る。）に要する費用
- （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6に基づき、区市町村が行う措置（うち短期入所に限る。）

（補助対象経費）

第3条

この補助金の補助対象経費は、補助事業の実施に必要な経費とする。

（補助金交付額）

第4条

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。ただし、医療連携体制加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）第7の5の規定により国給付費の医療連携体制加算を算定している場合に、別表に定める補助基準額に当該国給付費の算定回数を乗じた額とし、精神科医療連携体制加算については、別紙の2に定める算定要件を満たしている場合に、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。

（補助の条件）

第5条

- （1） 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した日を含む月の翌月1日とし、福祉サービス第三者評価の受審を完了せずに3年を経過した場合は、3年を経過した月から次に受審を完了した月

までのサービス提供分について、補助金を交付しない。ただし、平成30年4月1日以降に新たに短期入所の指定を受けた事業所については、当初指定年月日から起算して3年間は、福祉サービス第三者評価の受審が完了していない場合も、補助金を交付する。なお、福祉サービス第三者評価に係る書類は5年間保存すること。

(2) 事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行っていること。また、新たに指定を受ける場合や事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、原則、都に事業計画を提出すること。

(3) 上記(1)及び(2)に係る書類について、都又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、第5条については、平成33年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表

補助基準額

1 障害者短期入所（２の場合を除く）

（１）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330
区分 5	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分 4	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分 3	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分 2	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分 1	0	5	35	126	187	308	400	490

（２）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	1,683	1,827	1,863	1,970	2,041	2,185	2,292	2,400
区分 5	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分 4	2,382	2,457	2,476	2,534	2,572	2,647	2,703	2,760
区分 3	2,663	2,721	2,735	2,779	2,807	2,865	2,908	2,950
区分 2	2,764	2,805	2,816	2,846	2,867	2,908	2,939	2,970
区分 1	44	85	96	126	147	188	219	250

（３）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330
区分 5	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分 4	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分 3	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分 2	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分 1	0	5	35	126	187	308	400	490

（４）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	1,683	1,827	1,863	1,970	2,041	2,185	2,292	2,400
区分 5	1,272	1,398	1,429	1,523	1,586	1,712	1,806	1,900
区分 4	2,382	2,457	2,476	2,534	2,572	2,647	2,703	2,760
区分 3	2,663	2,721	2,735	2,779	2,807	2,865	2,908	2,950
区分 2	2,764	2,805	2,816	2,846	2,867	2,908	2,939	2,970
区分 1	44	85	96	126	147	188	219	250

（５）福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	2,230	2,449	2,505	2,670	2,781	3,000	3,165	3,330

区分 5	1,916	2,103	2,150	2,290	2,383	2,570	2,710	2,850
区分 4	1,598	1,752	1,790	1,907	1,984	2,138	2,254	2,370
区分 3	1,455	1,595	1,630	1,734	1,803	1,942	2,047	2,150
区分 2	1,294	1,415	1,445	1,536	1,597	1,718	1,810	1,900
区分 1	0	5	35	126	187	308	400	490

2 障害者短期入所（区分 6 から 4 の身体障害者が旧都内単独型身体障害者療護施設を利用した場合）

（１）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	10,210	10,429	10,845	10,650	10,761	10,980	11,145	11,310
区分 5	11,756	11,943	11,990	12,130	12,223	12,410	12,550	12,690
区分 4	13,268	13,422	13,460	13,577	13,654	13,808	13,924	14,040

（２）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	7,522	7,799	7,869	8,077	8,216	8,494	8,702	8,910
区分 5	9,056	9,302	9,363	9,546	9,668	9,913	10,097	10,280
区分 4	10,580	10,792	10,844	11,004	11,110	11,322	11,481	11,640

（３）福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	8,160	8,424	8,490	8,688	8,820	9,085	9,282	9,480
区分 5	9,605	9,839	9,897	10,071	10,187	10,421	10,596	10,770
区分 4	11,061	11,263	11,313	11,465	11,566	11,768	11,919	12,070

（４）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	7,003	7,147	7,183	7,290	7,361	7,505	7,612	7,720
区分 5	7,832	7,958	7,989	8,083	8,146	8,272	8,366	8,460
区分 4	10,162	10,237	10,256	10,314	10,352	10,427	10,483	10,540

（５）福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	4,304	4,505	4,556	4,706	4,807	5,009	5,160	5,310
区分 5	5,132	5,316	5,362	5,499	5,591	5,775	5,913	6,050
区分 4	7,474	7,607	7,639	7,740	7,807	7,940	8,041	8,140

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保 8 7 2 - 1
清瀬療護園	清瀬市竹丘 3 - 1 - 7 2

立川療護園 はごろもの音	立川市羽衣町 2－6 3－3
短期入所 みずき	府中市朝日町 3－1 7－5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継 8 4－6
八王子療護園	八王子市館町 2 8 3 7
アミークス東糀谷	大田区東糀谷 6－4－1 7
竹の塚あかしあの杜なごみ	足立区竹の塚 7－1 9－1 1
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田 3－1 4－1 9
清瀬喜望園	清瀬市竹丘 3－1－7 2

3 障害児短期入所

(1) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	1, 916	2, 103	2, 150	2, 290	2, 383	2, 570	2, 710	2, 850
区分 2	1, 097	1, 243	1, 280	1, 391	1, 463	1, 611	1, 721	1, 830
区分 1	0	5	35	126	187	308	400	490

(2) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	1, 272	1, 398	1, 429	1, 523	1, 586	1, 712	1, 806	1, 900
区分 2	2, 238	2, 305	2, 320	2, 371	2, 404	2, 470	2, 520	2, 570
区分 1	44	85	96	126	147	188	219	250

(3) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	1, 916	2, 103	2, 150	2, 290	2, 383	2, 570	2, 710	2, 850
区分 2	1, 097	1, 243	1, 280	1, 391	1, 463	1, 611	1, 721	1, 830
区分 1	0	5	35	126	187	308	400	490

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅳ)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	1, 272	1, 398	1, 429	1, 523	1, 586	1, 712	1, 806	1, 900
区分 2	2, 238	2, 305	2, 320	2, 371	2, 404	2, 470	2, 520	2, 570
区分 1	44	85	96	126	147	188	219	250

(5) 福祉型強化億艇短期入所サービス費 (Ⅱ)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	1, 916	2, 103	2, 150	2, 290	2, 383	2, 570	2, 710	2, 850
区分 2	1, 097	1, 243	1, 280	1, 391	1, 463	1, 611	1, 721	1, 830
区分 1	0	5	35	126	187	308	400	490

4 医療連携体制加算

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
--	------	------	------	------	------	------	------	-----

(Ⅳ) - 1	698	929	986	1, 159	1, 274	1, 505	1, 678	1, 850
(Ⅳ) - 2	436	580	616	724	796	940	1, 048	1, 156
(Ⅳ) - 3	349	465	493	580	637	753	839	925
(Ⅶ)	3, 950	4, 070	4, 100	4, 190	4, 250	4, 370	4, 460	4, 550
(Ⅷ)	790	814	820	838	850	874	892	910

5 精神科医療連携体制加算

3 3 0 円 （級地は問わない。）

精神科医療連携体制加算算定基準等

1 目的

専門職による医療機関等との連携を促進し、精神障害者の安定した地域生活継続を支援する体制を整備する。

2 算定要件

- (1) 法第36条第1項の規定に基づき東京都知事又は八王子市長による指定を受けている短期入所事業所であること。
- (2) 以下の項目を満たしている事業所として福祉局長に届け出ること。
 - ア 事業所の主たる対象者が精神障害者のみであること。
 - イ 精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されていること。
 - ウ 国費の医療連携体制加算（IX）を算定していないこと。
- (3) 対象者が、精神障害者として支給決定を受けていること。
- (4) 対象者に対し、生活状況等をアセスメントしたうえで、必要に応じて、医療連携や家族支援、他サービスとの連携等を行うこと。また、これらについて、最低5年間記録を保存しておくこと。

3 届出方法等

2（2）に定める届出は、以下のとおり行うこととする。

- (1) 届出は、精神科医療連携体制加算に係る届出書（別記第1号様式）により行うこととする。
- (2) 新規の届出を行う場合は、毎月15日を締切とし、翌月1日より算定可能とする。
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに終了の届出を行うこと。